

医療費控除と 「医療費のお知らせ」(医療費通知)について

確定申告の際に医療費控除を受けようとする方は、医療費通知を活用することにより、所轄税務署に提出する「医療費控除の明細書」の記入事項を簡略化することができますが、以下の点に注意してください。

1. 当組合では、1月と7月の年2回、医療費通知を発行しています。通常診療月の2ヵ月後に医療機関から届くレセプト（診療報酬明細書：医療機関から健康保険組合に届く請求書）に基づいて作成していますが、レセプトの送達状況によっては掲載が遅れる場合があります。

医療費通知	掲載内容（原則）	当組合へのレセプトの送達月
1月末頃発行	前年5月から10月の医療費	前年7月から12月
7月末頃発行	前年11月から当年4月の医療費	当年1月から6月

2. 当組合の医療費通知は再発行することができませんので、なくさないよう大切に保管してください。紛失された場合は、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」に記入して申告してください。
3. 医療費通知は、現役の方は事業所宛てに、任意継続・特例退職被保険者の方はご自宅宛てに送付しています。
4. 11月・12月の受診分など、医療費通知に記載がない医療費について申告する場合は、領収書に基づき「医療費控除の明細書」に記入して申告してください。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで診療月の2ヵ月後から医療費情報の閲覧が可能です。また、e-Taxに連携して、確定申告の手続きを簡素化することができます。詳しくは、マイナポータルのホームページをご覧ください。

ただし、マイナポータルの医療費通知情報には下記療養費は含まれません。

- 保険者から支給された高額療養費
- 立替払いをしたときの療養費（治療用装具・保険証を忘れて受診した場合）
- 接骨院・整骨院での柔道整復療養費
- 保険適用外の費用（自由診療や差額ベッド代等）
- 医療機関で個人情報が間違っていて登録されている場合や請求処理が遅れている場合



5. 医療費通知には保険適用外の費用は記載されないため、実際に支払った金額と一致しない場合があります。また、診療報酬の審査・支払機関により診療報酬が査定された場合などにも、お支払い額と医療費通知記載額は一致しなくなります。医療費通知に記載されている医療費の額（自己負担額）が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合には、領収書に基づいて、実際に負担した額を申告してください。
6. 医療費通知を活用して申告した場合、当該医療費通知に記載されている医療費については領収書を保存する必要はありません。医療費通知に記載されていない医療費分について、「医療費控除の明細書」に記入したり、医療費通知に必要な事項を補完記入したりして申告した場合には、確定申告期限等から5年を経過する日までの間は税務署から提示または提出を求められることがあるため、当該領収書の保存が必要です。

医療費控除の申告をする予定がある方は、医療費通知とともに、医療費の領収書も必ず保管しておきましょう。

なお、所得税の還付申告は、還付のための申告書を提出できる日から5年以内であれば、確定申告の期間にかかわらずいつでも申告可能です。

詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ
「医療費を支払ったとき」



確定申告時に医療費控除の申請をなさる皆さまへ 「医療費のお知らせ」(医療費通知)FAQ

Q₁

医療費通知はいつ届きますか？



A₁

年2回、1月と7月の月末近くに「医療費のお知らせ」を発行します。
1月末頃発行：診療年月が前年5月～10月までの医療費を掲載
7月末頃発行：診療年月が前年11月～当年4月までの医療費を掲載

ご注意ください

昨年11月および12月の診療分は、今年の7月に発行される医療費通知に掲載されますので、確定申告期間には間に合いません。医療費通知が間に合わないものについては、マイナポータルで確認していただくか、領収書から「医療費控除の明細書」に記入して申告してください。

マイナポータル



Q₂

医療費通知はどこに届きますか？



A₂

医療費通知は、在職中の方は事業所宛てに、任意継続・特例退職被保険者の方はご自宅宛てに送付しています。

Q₃

医療費通知をなくしてしまったようです。医療費通知の再発行または、受診履歴を書面ないし口頭で教えてもらうことはできますか？



A₃

医療費通知は再発行することができません。また、医療費の記録を別途書面で発行したり、電話等でお答えしたりすることはできませんのでご了承ください※。
すでに支給された高額療養費や付加給付金の給付証明が必要な方は、給付課（電話 03-3574-8226）にご連絡ください。

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで医療費情報の取得が可能です。また、マイナポータルから e-Tax に連携して確定申告書への自動入力ができますのでご利用ください。
マイナンバーカードをお持ちでない方は、お手元の領収書を参照のうえ、「医療費控除の明細書」に記入して申告してください。

医療費通知を活用して申告した場合、当該医療費通知に記載されている医療費については領収書を保存する必要はありませんが、医療費通知に記載されていない医療費分について、「医療費控除の明細書」に記入したり、医療費通知に必要な事項を補完記入したりして申告した場合には、確定申告期限等から5年を経過する日までの間は税務署から提示または提出を求められることがあるため、当該領収書の保存が必要です。医療費控除の申告をする予定がある方は、医療費通知とともに、医療費の領収書も必ず保管しておきましょう。

詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

— 国税庁より これから確定申告を予定されている皆さまへ —

確定申告はマイナンバーカードで自宅からe-Tax!
医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です!

確定申告に関する
情報はこちら



- 国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で医療費控除を適用した申請書の作成・e-Taxによる送信ができます。
- さらに、マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に自動入力できます。
- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
 - ・ マイナンバーカード読取対応のスマホ（またはICカードリーダー）
 - ・ マイナンバーカードとパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
 - ② 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

ご注意

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限にご注意ください。

※ 有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続等のご利用ができません。お早目に、お住まいの自治体窓口（住所地の市区町村）で更新手続きをお願いします。

- 医療費控除をはじめとする確定申告に関する情報は、国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧ください。
 - ※ 毎年2月9日以降、マイナポータル連携で、1年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。
 - ※ 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。
 - ※ 医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補填される金額を差し引いて、控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。